

写

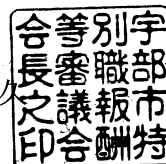
答 申 書

宇部市特別職報酬等審議会

平成 26 年(2014 年)12 月 22 日

宇部市長 久保田 后子 様

宇部市特別職報酬等審議会
会長 千葉 泰



特別職の報酬等の額について (答申)

平成 26 年 10 月 3 日付けで貴職から諮問のありました、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額並びに非常勤職員の報酬の額(以下、「報酬等の額」という。)について、本審議会において、慎重かつ十分な審議を重ねた結果、下記のとおり答申をいたします。

記

1 答申の内容

報酬等の額については、現行の額を据え置くことが適当と認める。

2 審議の経過

本審議会は、平成 23 年 4 月に報酬等の額が減額改定された経緯及び、前回の審議会(平成 24 年度開催)で報酬等の額を据え置くに至った経緯を踏まえ、この額のあり方について、市長からの諮問を受け審議に入った。

また、前回の審議会の答申で「本市の客観的状況を反映した新たな指標(以下、「新たな指標」という。)の設定についても検討されたい。」との附帯意見が出されたことから、新たな指標の設定について検討を行った。

新たな指標を設定するためには、本市の客観的状況を示す数値の中から、指標として活用できる項目を選定する必要があるため、次の資料を参考に検討を行った。

- ① 県内他市及び人口規模が同程度の類似団体及び近隣都市(以下「類似都市」という。)の特別職の報酬等の比較
- ② 本市並びに県内他市及び類似都市の財政状況
- ③ 全国及び県内の消費者物価指数の推移
- ④ 一般職の職員の給与の改定状況
- ⑤ 市長及び副市長の給料及び退職手当に係る特例的減額措置の状況

また、新たな指標の設定にあたり、更に次の資料についても検討を行った。

- ⑥ 本市の個人市民税納税義務者 1 人当たりの給与所得の推移

- ⑦ 本市及び県内他市の人口の推移
- ⑧ 財政健全化法に基づく4つの財政指標
- ⑨ 市債残高の推移及び基金の状況
- ⑩ 本市及び県内他市のラスパイレス指数の推移
- ⑪ 本市及び県内他市の議案件数の推移
- ⑫ 本市の行政委員会の活動状況
- ⑬ 県内他市及び類似都市における行政委員会の報酬の見直し状況

(1) **新たな指標についての考え方の整理**

過去の審議会においては、県内他市及び類似都市との均衡を中心に、報酬等の額を審議してきたが、本審議会においては、前回の答申で出された附帯意見の趣旨も踏まえ、

- ① 市長、副市長、市議会議員（以下「市長等」という。）の過去の実績
- ② 本市の現状と将来展望（社会情勢や財政状況）

の2つの観点から、新たな指標の設定について検討を行うこととした。

また、この指標の活用方法については、この指標をもとに報酬等の額を一から積み上げることは、各指標の加重の程度を設定することが困難なことや、過去又は現在の報酬等の額と大きく乖離することも想定されるため、一旦、基準となる報酬等の額を県内他市や類似都市との均衡、比較の中で決定し、それをベースとして①及び②に特筆すべき傾向がある場合に増減させるものとして活用することが適当と整理した。

(2) **新たな指標となる項目について**

新たな指標となる項目については、上記(1)①②を具体的に検討する項目として

- ・市長等の能力や実績の評価
- ・本市の現状を示す数値（人口の推移、市民所得の状況、財政状況）

の2点について検討を行った。

まず、「市長等の能力や実績の評価」について検討を行った結果、次のような意見があった。

- ① 民間企業の役員報酬であれば、企業の業績が上向いた時や、幹部が目標を達成した場合等は報酬が増額するという仕組みがあるが、市政においては業績の向上や、目標の達成を計る基準を設定できるか。
- ② 市民サービスの向上や本市の活性化を数値化して、過去の状況と比較することができるのか。
- ③ 市長マニフェストの達成度は、市民からの関心も高いものであるが、各項目の軽重を計ることは困難であり、また、その内容も市政の全てを網羅しているとは言い難く、この進捗度で実績を計ることはできない。
- ④ 行政の施策は、ある程度の期間継続して実施することにより、その効果が見えて来るものもあり、成果や実績が計れたとしても、その成果は現市長等のみの成

果と判断することが困難である。

- ⑤ 市長等の交代がある度に、能力や実績に対する評価はゼロからスタートすることになり、その都度報酬等の額を変更することとなる。
- ⑥ 市長及び市議会議員は選挙により選出されており、能力や実績の評価は、選挙において市民から評価されるべきものではないか。

以上の意見から、市長等の能力や実績については、項目の設定はもちろん、各職の評価を当審議会のみで判断することは非常に困難であることから、新たな指標の項目として取り入れるのは適当でないとの結論に至った。

次に、「本市の現状を示す数値（人口の推移、市民所得の状況、財政状況）」について検討を行った。まず、社会情勢については、

- ⑦ 「人口」減少は全国的な課題であり、本市も例外ではないが、山口県平均の減少率よりもゆるやかな減少率となっていること。
- ⑧ 「個人市民税納税義務者1人当たりの給与所得」は、山口県平均額よりも高いが、納税義務者数は減少していること。

次に本市の財政状況については、

- ⑨ 「経常収支比率」は、平成21年度と比較して改善傾向にあるが、今後の見通しとして、職員数の削減等により人件費の総額は減少しているものの、扶助費の増大や宇部市土地開発公社の解散に伴い今後公債費の増加が見込まれ、今後の数値は、横ばいの状態が続くことが予測されること。
- ⑩ 「財政力指数」は、平成25年度数値においては改善されているが、平成21年度の数値より悪化しており、また、この数値のみを持って財政運営が適正かどうか判断することはできないこと。
- ⑪ 「実質公債費率」及び「将来負担比率」は改善傾向にあるが、就労人口の減少等により今後の税収は減少していくことが見込まれること。

また、宇部市土地開発公社の解散に伴い償還が開始すること等の要素もあること。

- ⑫ 基金の総額は増額傾向にあるが、使途に縛りのない財政調整基金は大きく増加していないこと。

これらの様々な財政関係指標の分析を行い、本市の財政状況の把握に努めたが、それぞれの数値は相互に複雑に関係し、また、その時々々の社会情勢から影響を受けることもあり、本市の財政状況は依然として厳しい状況にあるものの、各指標の増減のみをもって、財政状況の「好転」あるいは「悪化」を判断することは困難であった。また、将来の展望も含め、特筆すべき数値の増減は見られなかった。

(3) 答申に当たっての考え方

<市長等>

- ① 市長等の報酬等について、県内他市及び類似都市と比較をしたところ、特筆すべき傾向は見られず、本市の規模に相応した水準の報酬等の額であること。

- ② 市議会議員の活動は、議会だよりの発行や議会のインターネット中継など、議会活動を市民に分かりやすく伝えるための工夫もされているが、議会開会日以外の活動が見え難いところがあり、各議員の活動全般を把握し、質的な評価を行うことは困難であること。

また、議案審議件数により、議員の活動全体を評価することはできないものであること。

- ③ 厳しい財政状況を踏まえ、市長及び副市長の給料、期末手当及び退職手当については、自主的な減額措置が継続して実施されていることについては評価できるものであること。

ただし、本審議会においては、あくまで、それぞれの職本来の報酬額等の水準を審議し、これら自主的な減額措置とは切り離して考えるべきものであること。

- ④ 本市の現状を示す数値においても、報酬等の額を増減させる特筆すべき状況は見受けられなかったこと。

<行政委員会委員等>

- ① 当審議会は、平成22年度に「報酬の日額制の考え方」について検討し、「月に10日を超える活動実績があるもの」や、「個々の日常的な活動が多くあるもの」の視点から、各行政委員会委員の活動内容と実績を検討し、農業委員会のみ月額制を継続することが適当と判断したところである。

しかしながら、特に高度な専門性が要求される監査委員や、職務の範囲が広い教育委員については、日額制になじまないとの考えもあり、また、現在まで県内他市の日額制への見直しが進んでいないことや、最高裁判決において月額制を容認する判決（平成23年12月15日）が示された経緯等もあり、本審議会においても、再度、慎重に審議を行った。

そこで、監査委員や教育委員について、再度、その活動内容と実績を確認したところ、

- ・職務内容においては、高度な専門性や広範な職務範囲が確認できること。
- ・勤務日数については、在宅での執務も想定されるものの、全ての活動を把握することは現状では困難であること。また、情報漏洩の観点も考慮する必要があること。
- ・過去3年間の平均の活動実績は、活動日数の最も多い委員でも月換算すると4.11日であること。

の3点を確認した。

このことから、地方自治法に規定されている日額制の原則の例外として、月額制とするための特別な事情が認められず、また、勤務日数に応じて支給される日額制は、市民としても分かりやすい支給方法でもあることから、現行どおりの支給方法を維持することとした。

なお、行政委員会の報酬の支給方法について、他の自治体では月額制から日額

制への見直しが進んでいないことから、今後も他の自治体の動向を注視するなど、継続して検討する必要があると考える。

- ② 条例により設置された各種審議会、協議会委員等の日額報酬については、平成23年4月に減額改定(6,300円→4,000円)を行ったが、その後専門的な知識を持った人材の確保も含めて、その運営に特段の支障は見られない。

しかしながら、今後は、専門的人材を含めた委員の質の確保はもちろん、他の行政委員会委員とのバランス、財政効果など様々な角度から報酬額について継続して検討を行う必要があると考える。

3 結論及び要望事項

これらを総合的に判断した結果、本審議会としては、特別職の報酬等については、現時点では改定を行うこととせず、その額を据え置くことが適当との結論に至った。

なお、前回の答申書に附帯意見として出された「本市の客観的状況を反映した新たな指標の設定」については、一定の整理を行ったところであり、今後はこれらの指標を活用しながら、本市の実情を反映した額としていく必要がある。

また、本市は、依然として非常に厳しい財政状況であることから、附帯意見として以下の内容を付記する。

- 1 本市の財政状況は依然として厳しい状況にあること、また、様々な課題を抱えている状況であることを十分認識し、財政の健全化と行政改革に一層の努力をされたい。
- 2 現在、市長及び副市長が実施されている自主的な減額措置については、本審議会の議論とは別に、その時々政治的な判断によって行われるべき性格のものであると考えられるが、本審議会としては、自主的な減額措置を評価するとともに、その継続を要望する。

【資料1】

宇部市特別職報酬等審議会 委員名簿

(会長、職務代理以降は五十音順)

役 職	所 属 団 体 等	氏 名
会 長	宇部商工会議所 会頭	千 葉 泰 久
職務代理	弁護士	近 本 佐 知 子
委 員	NPO 法人 うベネットワーク 理事長	伊 藤 一 統
委 員	国際ソロプチミスト宇部 会長	小 川 知 子
委 員	宇部地区漁協女性部 部長	尾 中 恵 子
委 員	一般社団法人 宇部青年会議所 理事長	蔵 田 晃 一
委 員	山口宇部農業協同組合 理事	新 田 芙 美 恵
委 員	連合山口中部地域協議会宇部地区会議 代表	鈴 川 享 靖
委 員	宇部市自治会連合会 会長	福 田 幸 三
委 員	株式会社 宇部日報社 代表取締役社長	脇 和 也

【資料2】

宇部市特別職報酬等審議会 開催状況

	開 催 日	主 な 内 容
第1回	平成26年10月 3日(金)	委嘱状交付、会長選出、諮問書交付、資料説明及び質疑応答
第2回	平成26年10月22日(水)	市長及び副市長の給料月額及び退職手当、市議会議員の議員報酬、非常勤職員の報酬の審議
第3回	平成26年11月27日(木)	非常勤職員の報酬の審議、答申内容の検討